

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第59号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第59号 三澤つせ子ども図書基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。議案第59号 三澤つせ子ども図書基金条例の制定についての報告書。

議案の要旨。

子どもの図書購入のための寄附を運用するため、新たに条例を定めようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、子どもの図書購入を目的に受ける寄附を運用するため基金を設置するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第62号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第62号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第62号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

十和田湖観光振興センターの指定管理者に鹿印合同会社を指定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、新たに設立した町内事業者である鹿印合同会社が、指定管理者選定委員会において最も評価が高く、今後令和10年3月までの期間候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。9番。

○9番（小笠原憲昭君） 若干質問させていただきたいと思います。

今の委員長の報告では、指定管理者の選定委員会において最も高い評価をされたと報告されました。委員会の中で、他の会社と比べてどこが最も高い評価を得られたのか、その特徴的なことについて議論の中身が深められたのかどうか、その点を教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 委員長。

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 9番議員からの質問でありますけれども、委員会の中で3者の説明を受けました。その中で、最もという言葉を使わせていただいております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 委員長にお聞きするのは少し無理があるかもしれませんが、担当の課長からお聞きしたいと思うのですけれども、最も評価が高いということは、他と比較をしてこの点が優れたというものがあったのでしょうか。と私はこの文面を見ればそう理解せざるを得ないわけですし、では、どこがこの会社が評価が高かったのか、その点をお聞きしたい。教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 委員会の中身について、報告させていただきたいと思えます。

審査基準の総合得点は100点ございまして、その中で大きく4つの項目について審査委員会では審査しております。

1つは、施設の設置目的の効果的な達成、具体的に言えば、施設の設置目的、利便を理解した管理がなされているものであるかどうか、地場産品その他物品販売、飲食物の提供に関する販売促進、施設を利用した誘客などへの取組がなされているものであるかどうか。2つ目につきましては効率的な管理、主に収支計画は適正なものであるかどうか、経費縮減に向けた取組がなされているものであるかどうか。3つ目は、適正かつ確実な管理を行う能力、団体の経営状況、安全かつ健全なものであるかどうか、人員配置は適正なものであるかどうか。4つ目、その他設置の目的または性質に応じて定める基準、地域経済の活性化に資する

ものであるかどうか。この4つにつきまして、各1項目25点の満点で100点、それについて審査して、選ばれたところについてはほぼ全ての項目で上位点という結果での審査でございます。その点について委員会でもまずご納得いただいたということでございます。

○9番（小笠原憲昭君） 分かりました。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第63号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 旧川上公民館の解体工事について少しお伺いいたします。

実は、3月の予算特別委員会での私の当初予算に旧川上公民館の解体等が計画されておられないようですが、という質問に対して、執行部の答えは解体や渡り廊下の設計を3月の時点

での年度中に行い、新年度の補正予算計上を考えていますという答弁でありました。しかしながら、今回の補正を見ていると旧川上公民館の解体のみの予算計上ということでしたので、3月の答弁であった渡り廊下の設計が入っていない。今回の工事に渡り廊下等が入っていない理由は何なのか、お答え願えればと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 今回要求をしなかった案件につきましては、体育館の耐震工事、LED化工事、トイレの設置、エントランスの設置、倉庫の設置でございます。なぜこの時点、6月で要求できなかったかということにつきましては、6月時点で解体工事と合わせた設計期間を考えると初めから繰越明許ありきな予算要求になってしまうということと、緊急防災対策債という起債がありまして、そちらに体育館の耐震工事を充てようとしていまして、その申込期限がもう終わっておりましたので、今回ではなくて新年度予算で上げていこうと考えた次第でございます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。その防災の手續等はちゃんとしていただいて、来年度しっかり予算に組んでいただきたいのですが、事務局長の答弁の中で倉庫という言葉が出てきましたが、実施計画の中に倉庫というのを発見することができなかったのも、その設計の中に入っている倉庫というのは自治会の要望なのか確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 自治会の要望というよりも、川上公民館にあります除雪機や常用の草刈り機等、外でする作業の物品を入れるスペースが必要だということで、急遽、設計の中に入れさせていただいた次第でございます。

○6番（秋元英俊君） 分かりました。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑はございませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 「あけぼの号」の塗装の件について質問したいと思います。

歳出では1,755万円、歳入では未来創生基金350万円が今回予算計上されており、クラウドファンディングを行いたいという説明はいただいております。クラウドファンディングにもいろんな仕組みがあると思います。一つはオール・オア・ナッシング、成功すればその支援金はもらえるけれども至らない場合は全額返金という方式、それともう一つはオールイン

方式、これは、支援金が満額に満たなくても事業として進めることはできる、ただしそれなりの見返りは必要。地方自治体でも、クラウドファンディングの例は少なからずあるようです。例えば鎌倉辺りでは観光を目的として行ったり、熊本県では地震災害を復興するための手だてとして行っているなどいろいろな例はあるようですが、もう一度この辺分かりやすく私たちに説明をよろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 塗装自体はクラウドファンディング目標額に達しなくても行いますので、募金を頂いたのにやらなくなったから返金するというのではなく、募金とは別で塗装自体は行います。それとは別に募金は募金で頂くというような仕組みです。

○7番（成田直人君） 先ほどもちょっと触れましたふるさと納税型のクラウドファンディングということなのかどうか、そこをもう一度分かるように説明をお願いいたします。

○観光産業課長（木村則彦君） 今、議員がおっしゃられたとおりの内容でございます。ふるさと納税型のクラウドファンディングです。

○7番（成田直人君） そこでであります。クラウドファンディングを行うということは、基本的にパソコンもしくはスマホ、これらを基にしてインターネット上での寄附を行うというのが基本的なものだと思っておりますが、町はその辺をどのように考えておられるのか。

特に、高齢の方々にしてみれば、スマホも扱えないとかパソコンはない、またWi-Fi環境もないとなれば、寄附をしたくてもできないということになりますが、その辺に対する町の手だてはどう思っているのか、それからあわせて、やはりホームページ上で寄附金がこのぐらい集まりましたということはリアルタイムに見えなくてはいけないことだと思いますが、その辺の手だてはどう考えておられますか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） リアルタイムで幾ら募金が集まっているかというのは、今もワインコンクールの関係で実施されており、すぐ幾ら集まっているかというのが分かるような形になっています。

また、ネット以外でも簡単な手作り程度のチラシを作る感じになると思うのですけれども、例えばレールパークに来たお客さんに呼びかけたりという形で、主に、一般の方はもちろんですけれども、鉄道好きの方に、レールパークに来たときに呼びかけるような形で対応していきたいと思っています。

○7番（成田直人君） クラウドというのは群衆を表します。ですから国民全体を表している

と捉えてもいいと思いますし、ファンディングはあくまでも投資をしたいという意味になってくるわけでありますから、基本的にはインターネット上でのやり取りが基本になる。今の話ですと、例えば駅舎に来た方々に対して呼びかけをして、寄附を納入していただけるようお願いするということではありますが、となれば、それに対する対応というのもきちんと行われなくてはいけないと思いますけれども、その辺の説明がはっきりされておりませんが、もう一度お願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 呼びかけ等は、まずレールパークもしくは明治百年通りにチラシを置いて、来た人方に持って行っていただく。その後、自宅に帰ったときなど、後でネットで募金してもらうように、来た人方にはまず主にチラシでの宣伝という形で、その後、自宅に帰ってからのいろいろな鉄道ファンのつながりだとか、そういう形でネットで募金をしていただけるような形にしてもらえればいいかなと思っています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） ですから、インターネットを扱えない人も多いということがあるわけですから、その辺に対する対応というのも必要ではないのかなという思いからお話をさせていただいたところでもあります。例えば、小坂町に来てくださればその段階でパソコンを目の前にしてやり方を教える、クレジットカードも必要だとは思いますが、そういう対応までしてあげないといけない。個人1人でやれと言ったってそれはできない話なのかなという気持ちがありますが、町長その辺、もう一度考えを整理してお答えいただければありがたいです。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、7番議員がご質問している件については、小坂町鉄道保存会の皆さんにも、いろいろな形でやっぱり「あけぼの号」を再開してほしいというようなご意見等が寄せられているということでもあります。保存会の皆さんも「あけぼの号」を再開するために一生懸命、自分らのできる範囲でクラウドファンディングを応援して下さるという話をいただいていますので、その辺は大丈夫だと思っています。

今回目標にしました金額においては、自分としては大丈夫、集まるという思いをしておるところでございます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 最後になりますけれども、ではこのクラウドファンディングの開始時

期、それから終わる時期、これについてはいつからいつなのか明確にしてください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） この塗装の予算が可決になれば、まず準備には取りかかりたいと思っています。まず今年度ということで考えております。

○7番（成田直人君） すみません、もう一回。今年度ということは来年の3月31日までというふうに今捉えましたが、それでよろしいですか。

○観光産業課長（木村則彦君） 予算がまず今年度の予算ということで歳入を見ているので、今の時点ではそういう形で考えております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 350万円というクラウドファンディングの支援金、これを目標としているということ。先ほど町長の答弁では、これは間違いなく達成できるという見通しを言われました。ですが実際、蓋を開けてみないと分からないというところもあるわけです。もし、その経過報告については、少なくとも担当委員会のほうへ報告をしていただくと。我々もパソコンもしくはスマホ上で支援金の動きを見ることができるとは思いますが、やはりそれを使えない人もいるかもしれませんので、その辺は丁寧にして説明をしながら私たちも行っていかなくてはいけないと、そのように思っております。

できるだけ早くこれが終結することは望みたいと思いますけれども、もし来年の3月31日、この350万円が集まらない場合、そうすれば来年度に塗装を始めると、そういうふうに理解しますが、それでよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の件については、できるだけ早く350万円を集めて来年には再開できるように頑張ってもらいたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか。

6番。

○6番（秋元英俊君） 今の7番、成田議員の質問に関連してでありますけれども、クラウドファンディングをふるさと納税で補うということでしたので、少し提案ですけれども……

〔「納税型」と呼ぶ者あり〕

○6番（秋元英俊君） 納税型で。はい。

私の一般質問で、企業版ふるさと納税についてお話ししたと思いますが、個人に任せるふるさと納税もありなのですが、企業を巻き込んで町長のトップセールスにてその金額を達成

するというのも一つの方法であると思いますので、町長、その辺のお考えはどのようなものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 個人のふるさと納税と企業版のふるさと納税があると思いますけれども、できればそれらを合わせてもとにかく350万円という金額を集めたいと思っております。この予算が可決した後で、企業版と個人とを合わせてできるのか、その辺も私としてははっきりしていませんので、集められる条件を整えて集めたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか、ございませんか。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 今までお二方の質問を聞いていましたけれども、町長に伺いますが、3月定例会の中で否決されたときに、再提案を考えていますかと私、聞いております。そのときの町長は、慎重に精査して再提案をいたしますと、こういうふうな答弁をいただいております。その慎重に精査した部分、町長の考えをお知らせください。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今まで、予算の査定等もありましたので、その辺を業者に改めて確認しながら、そしてまた、これからどういう形で来客等が呼び込めるのか、その辺も含めて検討いたしまして提案した次第でございます。

そういう中で、小坂町に焼却灰を搬出している自治体に小坂のグリーンフィルなどをその自治体から子どもさん、または親にリサイクル関係を勉強しに来ていただいて、その方々に泊まりはルールパークというようなことで、エコシステムさんと連携を取りながら、ここ二、三年前から各搬出元の自治体にエコシステムさんからお願いをさせていただいております。そういう中で、8月23、24日に松戸市さんの小中学生、市のほうで公募したそうございまして、5組10名の親子が教育旅行で小坂を訪れる予定になっているという話は聞いております。

またそういうことで、これからもっともっと焼却灰の搬出元に対し、エコシステムさんと連携を取りながら、小坂に教育旅行の一つとして来ていただき、町のPR、またリサイクル等の教育ということでも、この「あけぼの号」に泊まらせていただいて広めることができるのかなという思いをしているところでございます。

また、寝台特急「あけぼの号」は秋田県の市町村の職員共済の宿泊施設としても指定を受

けているところでございます。そういうところにも今まで以上にPRして、泊まってもらう
というようなこと等もあります。

そういうことで、できるだけ早く、来年にオープンしたいということもありまして今回の
再提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 大変計画的に組んではいるようでございますが、前に私、話をしたの
ですけれども、塗装1,766万円は業者の金額、再提案も同額なのですけれども、こういうと
ころは精査していなかったのですか。例えば、地元業者を使った場合はどのぐらいになると
か、また、鹿角を含めた小坂町といった場合に、そういう塗装屋さんでも十分やれる塗装な
のですよ。ただ、今塗膜の中でどのくらいさびが進んでいるのかと、そういうところを見な
きゃならないと思う。

1,776万円でもう永久的に保存が利くのだと、使っていけるのだと、そういう判断はでき
ないと思います。ですから、その辺の中身の精査はしっかりやったのかどうか、教えてくだ
さい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） たしか12月の補正予算で、塗装に関して専門の業者から見て
もらうということで全国的に実績のある名古屋の業者からしっかり見ていただいている見積り
ですので、そちらの業務委託内容を信じてのことでございます。そういう面で精査したとい
うことかと思えます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） ということは、そちらのほうの見積りを利用したということであれば、
また今後もそちらの業者を主体にした進め方をしていくのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 一応見積りはそちらの業者から出してはいただいたのですけ
れども、入札になるかと思えますので、実際そちらの業者がこの工事を請け負うかどうかと
いうのは、分からないと思えます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 今、塗装の件で再提案されたわけなのですが、今後の「あけぼの号」
を運営していくためには、前にも話してありますが内装も大分傷んでいます。将来を見込ん
だこの修理費というのは莫大なものになると思えます。その辺もしっかりと考えて取り組ん

でいるのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 内装につきましても、名古屋の業者ではなく、一番最初に塗装をやっていた業者から、ある程度の金額は見積もっていただいておりますけれども、しばらくの間、特に計画にのせるまでもなく、内装のほうまでは……。内装というのは多分シートとかそういう類いのところかと思うのですけれども、逆にそういう若干古びたところがいいというお客さんも結構おりますので、今のところは計画にのせるような段階ではございません。ただ、一応全部改修すればこのくらいかかるよという見積りはいただいておりますけれども、現段階では計画にはのせてございません。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） この「あけぼの号」はいつまでもつのでしょうか。将来的には負の財産になるのじゃないか、そこが一番心配しているのです。例えば今見ている駅構内にある前所有者の客車2両、あれは部品取りだと言っていますけれども、私から見れば放置状態です。ああいう状態になった場合には処分しなきゃならない。駅構内から撤去しなきゃならない。その解体処分料、そういうのも含めて、併せてこの事業は進めていかなきゃならないのではないのでしょうか。駅構内に置いていて「あけぼの」の宿泊だけは営業したいというのは、来たお客さんは落胆すると思いますよ。その2両の客車の処分計画は立てているのですか。考えたことはありますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、議員がおっしゃられております客車ですが、保存会の皆さんとお話をさせていただいたときには、あれもクラウドファンディングを使い、それは保存会の方々で集まっただけで塗装をやるというような話も伺っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） ということは、まだ2両の客車は動かすことはできるということですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 自走はできませんけれども機関車で牽引はできます。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 最後に、さっき言ったように、将来的に負の財産になることは間違いないわけです。ですからできる限り町には多大な迷惑をかけないような、町長の取った政策

の一つですけれども、その点はしっかりと肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。

もし先行き無理だとなった場合の判断をこれは併せてしなきゃならない。町民の皆さんが心配しているところはそこなのです。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 補正予算の11ページ、4款衛生費の環境衛生費、委託料でありますけれども、770万円、町の環境基本計画の策定を業務委託すると、こういう補正予算になっていますけれども、この中身をもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 小坂町の環境基本計画ということで、小坂町環境基本条例によりまして、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本的な計画を策定しなければならないとなっております。今回、3次の計画となります。2次につきましては、平成25年から令和4年度までの10年間ということで、3次につきましては令和5年から令和12年までの8年間をみております。8年間と半端になっておりますけれども、町の総合計画に終期を合わせての令和12年度までの8年間となります。

以上です。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） ということは、第2次環境基本計画は令和4年度で終わったと。そうしますと、令和5年度から向こう8年間の基本計画を策定するとすれば、もう令和5年度が始まって6月ですけれども、これはなぜ4月の時点での当初予算に計上されないで、今になってからこういう第3次となるのか。期限が切れてしまったのでしょうか、前のものが。そしてつながっていかなければならない第3次総合計画がなぜ今これ突出的に出てくるんですか。

私、かねがねしゃべっているのですけれども、補正予算というのは、国なりいろんな制度が改正されて、それに合わせていかなければならないから補正予算を組まなきゃいけないよと、もうそうずっと私はしゃべってきている。すなわちこれは継続性のあるものだとすれば、当然当初予算に計上されなければならない予算じゃないですか。その点、財政課長、どういふことですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 結果論はそうなる。ということは、私から言わせれば、やらなければならないことがなぜこういうふういきちんとやられてこないのかと。これは、強く言うとパワハラだと最近言われるから言いたくないけれども、議会はチェックする機能がある。私はチェックする立場で物をしゃべっているのですよ。職員をいじめるために言っているわけではございません。やはり事業というのは継続的に計画的にきっちりとおやりになってくださいというのがこういう基本計画なり総合計画でしょう。そういうことをやっぱり職員の皆さんは、何の計画が今年で期限が切れてつないでいかなければいけないのに、やれていないですよ。これ前任者の担当課長は何をやっていたのかと、私はそう言いたくなる。今、別の部署に行っているから俺は関係ないなんて、そんなものではないと思うのですよ。

引継ぎがうまくいかなかったのかどうか分かりませんが、私は補正予算でこういうのを認めたくない、はっきり言えば。当初予算でやらなければならないものが補正予算で今頃出てくる。あとは強く申し上げませんが、このようなことがないようにおやりいただきたい。その点、前任の課長さん、一言コメントいただきたい。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 4年度担当しました、町民課長をしていました初沢です。

この第3次環境基本計画でございますが、令和4年度で終了するということをすっかり失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 次の質問をさせていただきたいと思います。

次に、12ページ、3目の農業振興費の中での17節備品購入費であります。150万円で庁用器具を購入すると。これは、説明の中身はレジスターとプリンターを購入すると、こういうお話でしたが、レジスターが幾らでプリンターは幾らなのか、この中身をお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） レジスターにつきましては42万円、プリンターにつきましては35万円、その他附属品等を含んでの金額でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） よく分からないのですけれども、そうしますと35万円と42万円で

77万円、150万円の約半分、その他が半分というのはどういう説明ですか。

○観光産業課長（木村則彦君） 細かい金額にはなりますけれども、附属品ということでタッチスキャナー、多分、よくコンビニに行けば、ピッとやるやつだと思います。が5万5,000円、ユーザープログラム設定費7万9,000円、備付け調整インストール費ということで8万円、その他、ちょっと金額大きいところではフォーマットの作成費、インストール費ということで21万円、細かな附属品プラス消費税ということになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 産直施設で使うというものですか、これは。そうしますと、この産直施設は、かつては藤原地区の農家の方々が出資して組織をつくって、産直のものを販売するのかなんとかということから始まった形態ですか。その辺よく私、理解できていないのですが、お知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 藤原施設ということではなく、小坂町内全域で農家を営んでいる方々の産直施設ということになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） かつては町が指定管理業務委託して運営形態をしていただいたというものですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 多分、七滝の孫左衛門とごっちゃになっているのではないかなと思っています。孫左衛門はそのような形で運営してあったのですけれども、現在の産直のハートランドマーケットは町の建物で、町がその建物を産直の協議会の方々に貸しているということでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） では、町の建物をそういう運営主体に貸出しをしていると。そうすると、これは町の備品としてレジスター、プリンターをその組織に貸し付けると、貸与するという並びですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） そうでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうすれば、町のこれは必要だろうというふうに見込んで備品購入

したのか、組織のほうから壊れたとか形が古くなったから欲しいという要望があってこのような予算措置になったのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 七滝産直運営協議会から、昨年より故障が発生し、機種も古いので部品も見つからず、お客様に支障を来していたと。あと、保健所の指示により、ラベルプリンター機器連動のレジスターが必須条件であり、今年の10月からは国の政策であるインボイス制度に対応しなければならないので、どうしても町の備品としてお願いしたいということでの要望書に基づいて予算化したものでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私から言わせれば、そちらの組織から欲しいというご要望等があったとすれば、私は町の備品というよりも、むしろそちらに補助をして買ってあげるというパターンが常識的には考えられるのではないかなと思うのです。

それと、この手のものは年々いろんな部分で改良されていって、言え悪いですけれども、消費税が変わったりすると中身も当然変えていかなきゃいけないということになれば、備品として買うよりもリースとかいろんな方法もあったのかなという観点があってお聞きしているのですよね。

その辺は、町が備えて貸し付ける、ただで貸す。そちらのほうからこういうものが欲しいから補助金みたいなもので買ってもらえないかと、その辺のいきさつはどういうものであったのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） リースにつきましては、かえって高上がりになるということでもまず聞いておりました。

あと、この産直の協議会に至っては、なかなか利益が出るような団体ではなく、細々と小規模の農家が地産地消の観点もしくは農地を今後とも維持していく小規模農家の意欲の向上を図るという目的でやっているところでもございまして、補助金という話も内部では出たのですけれども、全額補助というようなことになればかえって変だなということで、今までも全てあそこの建物の備品は町が全て準備したという経緯もあった関係で、今回もこのような形にいたしました。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私は、やる気がある人方を応援するというのは大変結構なことだと

思うのです。そういう意味では頑張っていたきたいと思うのですけれども、やはり受益者負担というものを伴わないで全て町が用意をするということは、逆に言えば、意欲を引っ張り出すには私はあまりいい手段ではないのではないかなと思っています。

自分方が支出をした分を回収しなければならない、そのために営業努力もしていく、自分方も頑張る、そういう意欲が出てくるのだろうと。はいこのものを用意しました、あなた方の負担は何にもありません、そういう手厚いことをやってあげるのもいいかもしれませんが、逆の意味では、やはりかけた分を回収するために頑張るという意欲が欠けるのかなと、そんな気もしないわけでもないものですから、言いたくないことを言っているわけですが、やっぱり、やる者をやる気にさせていくということも行政の私はやり方だと思うのですよね。手厚く保護するだけではないかなものかと、そういうことで、なぜ備品なのかなと感じた次第です。

ぜひ、今後検討されるときは、あなた方は幾ら頑張れるのか、では町としても最大限これだけのことは応援する、お互いに頑張りましょうという施策のほうがかえって効果があるのではないかなということを申し上げたくて一言言わせていただきました。

議長、もう一つ質問してよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） はい、どうぞ。

○9番（小笠原憲昭君） 一般質問で秋元議員が、子どもを持っている親御さんが大変困っている、例えば帰りの時間とか朝出勤する時間に子どもを安心して預かってくれるような制度があればいいと話されましたが、私もそういうことをある親御さんに言われました。そこで、間もなくもう夏休みが始まるわけですから、かつて福祉的な施策としては、学童保育という言葉を使って子どもたちの保護をしてきたと、我が町はそういう制度があったのです、かつては。ところが今は、放課後児童対策という言葉がすり替えられて、学校が終わってからでないと預からないということになってしまっている。私は違っているのではないかなという気がずっとして見てきましたけれども、ぜひ、いま一度かつての学童保育のような事業を教育委員会としてもお考えいただいて、人を集めるのが大変だとおっしゃっているけれども、学校の推薦とか保育士の資格がなければ駄目という説明がございましたけれども、やはりそうでなくて、補助員という形でもいいのでしょうかし、いろんな法的な抜け道があるのかないのか分かりませんが、研究していただいて、ぜひ夏休みに間に合うような対応を強く検討していただけないかなと。秋元議員の質問、すごくタイムリーだなと思ってお聞きしていましたが、教育委員会はそういうお考え、どうなのでしょう。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） S k i p のサポート員の体制は今もぎりぎりの状態でやっています、この前、秋元議員に説明したのは補助対象になる部分の話をしています、補助対象以外の方でそういうのが対応できることはできるのですが、今いる人数では、皆さんの希望等を取った中もあって、その時間を延ばすということは今のところはちょっと対応は難しいということでございます。

○議長（目時重雄君） 9 番。

○9 番（小笠原憲昭君） じゃ、矛先を変えて福祉課長にお聞きしたいわけです。

我が町には福祉保健総合センターゆーとりあの中に児童館というものがあるわけです。本来、児童館というのは子どもたちのためにある施設。今、社会福祉協議会が使っている施設は全面業務委託して管理されている。本来の児童館業務の内容は全然何も行われていない。私が先ほど申し上げたように、学童保育というものは今までは児童館でやってきた事業。そこで福祉的な施策としてそういうことをおやりになるという考えはございませんか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 経緯につきましては重々承知はしてございます。

ただ、現実的に今の福祉保健総合センターの中にあります児童館部分につきましては、今の現状から申しまして子どもたちに開放するようなスペースがかなり狭くなっているというような状況もございます。あそこを使った形での児童館機能につきましては、早い時期に廃止する方向で内部で協議を始めたところでございます。今後子どもたちへの福祉的な施策、そういった支援につきましては、教育委員会共々検討を開始して、早い時期に今後の方向づけをしていきたいと思っております。

今年の4月からこども基本法が施行されまして、こどもまんなか社会という国の施策が重点的に展開されるだろうと予想しております。当町におきましても、来年度そのこども基本法に基づく計画づくりの策定が義務となりますので、それに向けた形で、将来の町子どもたちのいろいろな支援策につきましてさらに検討して、政策に反映していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 9 番。

○9 番（小笠原憲昭君） 最後になりますけれども、そもそも学童保育というのは東京都の美濃部さんが都知事になったときに、社会党の施策として、働く者が安心して働けるような環境づくりをしていくということから始まってきたと私は捉えています。

今、子育て支援だ何だかんだと言っているけれども、やはりお父さん、お母さんが安心して働けるようなそういう体制を作ることが、ああ小坂町はすごいいい町だな、ぜひ子どもを育てるには小坂町に行ってみようと、そういうことにつながっていくのでないか。今、課長ができるだけ早く検討しますという、役人のよく使われる言葉で、できるだけ早くというのはいつまでのことを指しておっしゃっているのか分かりませんが、私が言っているのは、もう夏休みが来るよ、夏休みまでにそういう体制を何としてでもつくって、親御さんが安心して働けるような環境づくりをしていただきたい、それに向けてぜひ教育委員会と福祉課で話し合いを始めて、夏休みになる前に始められるのかどうか、それもまた委員会等にもその後どうなったかご返事を賜りたいと思いますが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） ただいま議員がおっしゃった内容につきまして、福祉課と協議してまいりたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 関連です。

勤務時間の柔軟性みたいなものを考えてはもらえないのかと。決められた人数で大変だと思っただけけれども、1時間早く出てきてもらって1時間早く上がってもらおうとか、いろいろなパターンを考えていけば多少柔軟に対応もできるのではないかなと思います。夏休みに合わせて、早く来られる人は早く出て、そして子どもを早く預かって、その人はその代わり早く上がるというような柔軟な、一律な考えではなくて職員の柔軟な勤務体制、もしかすれば早く出たほうが良いという人もいるかもしれないし、そのあたりを柔軟に考えていただければそれなりの対応ができるのかなと思いますので、ご提案を申し上げます。

以上です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今、小笠原議員、かつての学童保育というお話をしました。今から約40年前、美濃部さんというお話がありました。これは私ごとに関わりますけれども、当時、いわゆる学齢時前の保育園はあったけれども、学校へ上がってから、特に低学年の子どもたちが学校から帰されるのが非常に早い時間で、夕方までの間どうするのかというのが社会問題になりました。行政がなかなかできないことについて、父母の方々が非常に苦勞して、都会ではそういう状況が非常に強かったため自主的に学童保育というものをつくったという経

過があります。私の経験から言いますと、父母で集まって、それこそ園舎まで建てました。補助を何とかもらいたいということで行政に働きかける、そういう運動が起こって、やっと行政として対応しなきゃいけないと革新して、あるいは革新都政という方々がそれに応える形で少しずつ行政の中で学童保育というものが確立していったという経過があります。

当初、学童保育は保育ということで厚生労働省の所管でありました。しかし現在は今教育委員会と、行政間の行ったり来たりの中で、十分そういう歴史的なことを含めた蓄積が継承されていないという経過が今出てきているのではないかと、そういう矛盾が今出てきている。保育とは何かということをやはり十分確立した上での対応ではなくて、行政からすれば厚生労働省の所管から教育委員会の所管に移ったことで、その行政の歴史的な経過が十分継承されていないということで、形だけを整えるという状況に今来ているのではないかと。そういう点で、学童保育の求める、あるいは児童、そしてまた父兄が求める事柄と実際にやっていることの中でそごが生じている。例えば、早朝受入れの時間の問題あるいは放課後帰宅するまでの時間の問題、こういった問題に対応できるような状況が今ちょっと崩れてきているという状況だと思います。

そういう点で、保育とは何かを含めて福祉部門、そして教育委員会、いま一度学童保育とはどうあるべきかということについての論議をしていただきたい。その中で、今求められている保育の実態に対応する行政としてやっている実態と求められている内容、この差をどう埋めるのかについての論議をしていただきたい。これは議会としても非常に関心のあることだと思いますので、本来的には例えば常任委員会でも検討すべき課題だと思いますが、ぜひこの際改めて、小坂町で言えば福祉部門が行っていた行政を教育委員会で受け継いだ、その経過を含めて、学童保育とは本来どうあるべきかということについての論議をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 一般会計補正予算のことについてそのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第64号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第64号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては地方税法第423条、町税条例第77条で規定されておりますが、このたび本田有委員の任期が令和5年6月30日で満了いたします。議案にありますとおり、本田有さんを委員の適任者と考え再任の提案を申し上げるものでございます。

本田さんは、勤務されていた仕事柄、町内の土地等について精通されており、平成27年10月5日から固定資産の評価審査委員として固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

任期は令和8年6月30日となります。

本田さんの人格、識見等をご推察の上、慎重ご審議いただきご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第64号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票で行いたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第64号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君の2人を指名したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

以上のとおり、賛成全員であります。よって本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第65号～議案第74号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第65号、日程第6、議案第66号、日程第7、議案第67号、日程第8、議案第68号、日程第9、議案第69号、日程第10、議案第70号、日程第11、議案第71号、日程第12、議案第72号、日程第13、議案第73号、日程第14、議案第74号 小坂農業委員会の委員任命につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号から議案第74号の小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となります。7月20日からの新しい農業委員は、改正農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て町長が任命することになりますことから、次の10名の方について同意を求めるものでございます。

中村修太郎さん、本田立子さん、中村仁さん、小舘康弘さん、安保清栄さん、宮舘秀樹さん、亀田静子さん、阿部龍平さん、奈良延浩さん、木村功さんでございます。

10名の方々は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により募集に応募され、小坂町農業委員会委員候補者選考委員会において選考していただき、全員適任である旨の意見をいただいております。

また、本田立子さんにつきましては、法律第8条第6項に規定されている農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として、かづの商工会から推薦いただきました。

いずれの方々も、農業に見識を有し豊富な知識、経験を持っておられる方々で、農業委員として適任と考えており、任期は令和8年7月19日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより日程第5、議案第65号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることに

ついて採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第65号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票によりこれを行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第65号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の2人を指名したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を
願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第66号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求
めることについて採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第66号は投票による表決の方
法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第66号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第67号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第67号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第67号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

以上のおり全員賛成であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第68号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第68号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第68号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

○議長（目時重雄君） ただいまから昼食休憩に入らせていただきます。

日程第9、議案第69号は午後1時から再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第69号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第69号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第69号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第70号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第70号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、これを無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第71号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を
求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第71号は投票による表決の
方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第71号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には4番、亀田利美君、5番、菅
原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第72号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第72号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第72号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、秋元英俊君、7番、成田直人君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を

願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成7票、反対4票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第73号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を
求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第73号は投票による表決の方
法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第73号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には8番、鹿兒島巖君、9番、小

笠原憲昭君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を立会人に指名をいたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第74号 小坂町農業委員会の委員任命につき同意を
求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第74号は投票による表決の方法で行います。

この採決は、無記名投票によりこれを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第74号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を
います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票。

以上のおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第75号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第75号 類似町村の地域の活性化に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第75号の提案理由を説明申し上げます。

類似町村の地域の活性化に関する調査を実施いたしまして、当町議会活動の一助としたい
ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第75号 類似町村の地域の活性化に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第76号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第76号、提案理由を申し上げます。

類似町村の産業・観光振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいものがあります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第76号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第77号 類似町村の議会運営にする事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） 議案第77号の提案理由を説明させていただきます。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいというものがあります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第77号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを採決いたします。
本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、陳情第9号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第9号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

インボイス制度が実施されると、現在免税業者である個人事業主、フリーランス、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者などの中小零細事業者などもインボイスを発行するために課税事業者になる必要があり、消費税の納税義務が発生します。また、インボイスを発行しない場合は、支払い元で仕入れ税額控除ができず、消費税負担が発生します。中小零細事業者にとって消費税の負担増を強いられることは、事業存続と再生に多大な影響を及ぼし、廃業増加や地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、意見書案第7号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第9号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、陳情第10号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める陳情書の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第10号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

インボイス制度の導入による新たな税負担はシルバー人材センターの存続の危機となるため、安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

シルバー人材センターは、会員が非課税事業者であるため、インボイス制度導入後は仕入れ税額控除の対象外となり、新たに国に消費税分を納付する義務が発生します。

納税額については6年間の経過措置があるが、シルバー人材センターは公益法人であるため、収支相償の原則の下運営されており、新たな税負担を伴う事業運営は大変困難で、存続の危機となりかねません。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、意見書案第8号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のための適切な措置を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第10号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、陳情第11号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第11号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

1、陳情の要旨。

2024年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を引上げるよう国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現し教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて、自治体も独自の努力をしていますが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財政的な条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、意見書案第9号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第11号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、陳情第12号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第12号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

地方自治体は、極めて多岐にわたる行政需要への対応が求められている中、公的サービスを担う人材不足が深刻化していることや、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業などの新たな課題への対応が困難となっています。

このことから、2024年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第12号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第10号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第12号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎報告第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、報告第3号 議員派遣の件の報告についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣したので、これを報告いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件の報告についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議員派遣の件の報告については終結いたします。

◎決定第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、決定第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第28、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和5年第3回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時15分